

意見書

皆さんの声を国・県へ届けました



国税通則法の改正反対・納税者の権利確立を求める意見書

菅内閣が決定した「税制改正大綱」には11年度税制の「改正」とあわせて、「納税者権利憲章」の策定、国税通則法「改正」が含まれています。

「納税者権利憲章」は国税庁が作成する行政文書とし、課税庁に対する強制力もなく、納税者の権利保護もあいまいです。

国税通則法「改正」案には、①白色申告者の記帳を義務化、②税務調査（増額更正）期間を5年に延長、③修正申告の強要の合法化、④再調査権の新設、⑤事前通知しないことを法定化、⑥資料、伝票等を税務当局がいくらかでも預かることができる領置権の拡大、⑦更正の請求を行う納税者への举证責任の義務化など、納税者の権利を侵害する規定が数多く入れられようとしています。

中小業者は日々、国民の暮らしと経済の振興に寄与するため奮闘しています。いま以上の過重な記帳負担や徴税行政には耐えられません。消費税の免税点引き下げや簡易課税制度の縮小はやめべきです。以上のようなことから下記の項目を要望します。

- 記
- 一、税務署の調査権を強化する国税通則法の改正を行わないこと。
 - 一、憲法の理念に基づき、税務行政に適正手続きを貫く「納税者の権利憲章」つまり、諸外国では制定されている納税者の権利を保障する法律を国民合意で制定すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成23年9月21日

奈良県広陵町議会

- 衆議院議長 横路孝弘様
- 参議院議長 西岡武夫様
- 内閣総理大臣 野田佳彦様
- 総務大臣 川端達夫様
- 法務大臣 平岡秀夫様
- 財務大臣 安住淳様

電力多消費型経済からの転換を求める意見書

3月に発災した東日本大震災の影響もあり、日本経済の先行きは今後も予断を許さない状況にある上、東京電力福島第一原発の事故を受けて、エネルギー供給が制約されるなかで長期的な電力消費の抑制が必至となっています。

現在、各家庭では省エネ・節電対策を励行し、大口消費者である企業などでも電力消費の抑制に努める動きが定着しています。しかし、節電努力の要請が長引くと見込まれるなか、現在のよう個々の努力に委ねられている場当たりの「節電対策」のままでは、社会全体の対応としては限界があります。

そのため、これまでのいわゆる"当面の対応"から脱却し、「電力多消費型」経済社会からの転換を図り、省エネ・節電対策が日常的・安定的に実施できる社会を早急に実現する必要があります。

よって、政府におかれては、電力消費を低減する対策とともに、「電力多消費型経済」から転換させるため、以下の項目を早急に決定・実施するよう強く求めます。

記

- 一、家庭での省エネ、エコ化の早期推進のため「節電エコポイント」

- (仮称)を創設し、省エネ型家電への買い替え(旧式の冷蔵庫・エアコンの買い替え)、LED照明の普及を促進する。住宅エコポイントは改修工事の対象範囲などを拡充したうえで再実施する。
 - 一、事業所等における太陽光発電設備やLED照明導入など省エネ投資を促進するため、税制、財政、金融面での支援措置を講じる。
 - 一、企業における長期休暇取得や輪番操業の徹底、在宅勤務の推進などを図る。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成23年9月21日

奈良県広陵町議会

- 内閣総理大臣 野田佳彦様
- 厚生労働大臣 小宮山洋子様
- 経済産業大臣 枝野幸男様

原発事故による農畜産物に対する被害への早急な対策を求める意見書

福島第一原発事故は、いまだ収束の見通しが立たず、放射能汚染の被害は日々拡大し、多くの人々に深刻な不安と苦しみを与えている。また、放出された膨大な放射性物質により農畜産物の汚染が拡大し、風評被害も相まって出荷量の減少、価格下落が続き、更に長期化することが予測されている。こうした事態は、生産農家のみならず関係者にとっても死活問題になりかねない事態を招いている。

一般消費者においても、食の安全に大きな不安を抱いており、また、学校給食の現場にも大きな影響を及ぼすなど、農畜産物をめぐる危機は国民の身近に迫っており、国家的な規模となっている状況にある。

政府においては、放射性セシウムの汚染によって、一時出荷停止措置をとった肉牛については、国による汚染牛肉の買い上げや、全頭検査地域の拡大、あるいは簡易検査の容認など、汚染・流通範囲の拡大に伴う応急的な措置を打ち出しているものの、部分的、後追いの対策の感が否めない。

よって政府は、さらに事態を重く受け止めつつ、国民の不安を一日も早く払拭するため、また、被害農家とその関連産業を支援・救済し、被災地農家の再建と食料の安定供給体制の確立、

- 食の安全・安心を確保するため、下記事項について万全な対策を講ずるよう求める。

記

- 1. 農畜産物の風評被害を防止し、安全性を担保する対応として、放射能汚染が疑われるすべての食品の放射線量を測定する体制を至急確立すること。
 - 2. 被害農家及び関連産業に対する全面賠償を早急に行うこと。
 - 3. 一般消費者に対しては、正確な情報を迅速に提供するとともに、安全・安心な農畜産物の流通に努めること。
- 以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。
平成23年9月21日

奈良県広陵町議会

- 内閣総理大臣 野田佳彦様
- 農林水産大臣 鹿野道彦様
- 経済産業大臣 枝野幸男様
- 内閣府特命担当大臣 細野豪志様
(原発事故の収束及び再発防止担当)